

2017年2月8日

Japan tax alert

EY税理士法人

2016年12月30日、 FATCAに関する 諸規則を公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

2016年12月30日、米国内国歳入庁(IRS)と米国財務省は、FATCAに関する以下のガイダンスを公表しました。

- ▶ 追加指針を規定する最終規則及び暫定規則(T.D.9809)
- ▶ 改訂版FFI契約書(Revenue Proc 2017-16)

※同時に公表された、外国金融機関(FFI)やそのスポンサー事業体に課せられる検証や宣誓要件に関するガイダンス(REG-103477-14)及びQI契約やChapter 3等に関するガイダンス(T.D.9809、REG-134247-16、Revenue Proc 2017-15等)に関しては、今後、別のニュースレターにてお知らせする予定です。

今回公表されたFATCAの最終規則・暫定規則等は、基本的には、既にNotice等で公表されている内容を反映、もしくは、IRSや米国財務省がここ数年、業界団体等の関係者から寄せられたコメントを踏まえ、修正・明確化したものとなっています。そのため、多くの事項は、日本の金融機関にとって織り込み済み、もしくは影響が軽微であるものと思料されます。しかしながら、一部、改訂もしくは追加された要件もあるため、各FFIにおいては、FATCA施行時に整備した、現状のFATCAコンプライアンスプログラムを改めて点検し、対応漏れがないよう留意が必要と考えられます。

一般に、日本の金融機関に対して、影響が及ぶ可能性のある主な事項に絞って、以下に概要を記載します。

1. FFI契約の更新

(日本を含むモデル2国所在のFFIを含む)参加FFIは、FATCAポータルサイトを通じて、FFI契約の更新を行う必要があります。

更新手続きの詳細は、現状不明であるものの、2017年5月以降2017年7月31日までに完了させる必要があるとされているため、今後の追加公表情報に留意が必要です。

なお、FFI契約の更新を行った場合、2017年1月1日から改訂版のFFI契約が適用されることとなります。

2. FFI等、各エンティティの定義及び分類について

これまでFFI判定等において、不明確とされていた規定の一部が、以下の通り、明確化されています。

(1)不報告IGA FFI(Non-reporting IGA FFI)

不報告IGA FFIに認定型みなし遵守FFIを含むと修正された一方、これまで認定型みなし遵守FFIに含まれるとされていた不報告IGA FFIを認定型みなし遵守FFIの定義から除外するよう再整理されています。その結果、IGA締結国に所在する、あるいはIGA締結国で設立されている以下の事業体が不報告IGA FFIであると再定義されています。

- ▶ モデル1 IGA又はモデル2 IGAの付属文書IIIに不報告金融機関として規定されている事業体
- ▶ 登録型みなし遵守FFI
- ▶ 認定型みなし遵守FFI
- ▶ 免除受益者

これにより、認定型みなし遵守FFIは、IRSへの登録・グローバル仲介者認識番号(以下「GIIN」)の取得が不要とされていた一方、一部の不報告IGA FFI(登録型みなし遵守FFI等)は、IRSへの登録・GIINの取得が必要とされていた規定の矛盾点が解消されています。

(2)非金融グループ

持株会社もしくはトレジャリーセンターに該当する事業体が、FATCAの適用除外となる非金融グループのメンバーに該当する場合には、当該事業体はFFIから除外され、非金融事業体(NFFE)に区分されます。

当該非金融グループに該当するかどうかを判定するために行うテスト(総所得及び総資産に占める投資所得(passive

income)及びそれを生じる資産の割合計算)において、当該事業体の拡大関連者グループメンバーが製造した製品に係る売掛債権等は、投資所得(及びそれを生じる資産)から除かれる旨、修正されています。

なお、非金融グループの要件を充足しなくなるような事象が生じた場合、当該グループはその事象発生後90日で非金融グループの資格を失う旨、明確化されています。

3. 顧客確認手続について

顧客確認手続に関係する、一部用語の定義及びルールに関しても、以下の通り、修正・明確化されています。

(1)米国人の定義の修正・明確化

米国人(U.S. Person)の定義に関し、以下2点の修正・明確化が図られています。

- ▶ 米国と租税条約を締結している国の両国で居住者となる「二重居住者」であり、条約上は非居住外国人(Non-Resident Aliens(NRAs))とされる個人は、米国人ではなく、NRAsとして扱われる。
- ▶ 米国内国歳入法第953(d)条に基づき米国(法)人として扱われることを選択し、特定保険会社でない外国保険会社は、どの国で保険事業を行う資格を得ているか否かにかかわらず、米国(法)人と見なされる。

(2)スポンサード事業体の取扱いについて

2017年1月1日までに有効なW-8等の自己宣誓書を取引のある金融機関等に提出したスポンサード事業体に関しては、その記載内容をもとに、有効なモデル1 IGA締結国において設立されているスポンサード事業体であると判定可能な場合には、当該スポンサード事業体のGIINを確認する必要ないとされています。一方、モデル1 IGA締結国に属さないスポンサード事業体については、2017年3月31日までに当該スポンサード事業体が取得したGIINの有効性を検証しなければなりません。GIINを取得済であること、またその有効性を確認できない場合には、当該スポンサード事業体は、2017年4月1日から不参加FFIとして扱われることとなります。

なお、2017年1月1日以降にスポンサード事業体から受領するW-8等の自己宣誓書には、必要に応じて、当該スポンサード事業体のGIINが記載されていなければなりません。

(3)証拠書類(Documentary Evidence)の要件緩和

事業体のステータス確認において必要とされる証拠書類について、従前あった「政府発行」のものでなければならな

いという要件が撤廃、削除されています。この規定は遡って適用することができます。

これにより、パートナーシップや信託(トラスト)など、自己の外国ステータスを立証するために政府発行の証拠書類を提出することができなかった口座保有者は、設立書類等を提出すればよいということになり、これまで存在したFATCAステータス判定手続き上の問題が解消されています。

(4)「局留め(hold mail)」住所を取得した場合の対応

「恒久的住所(permanent residence address)」として、「局留め住所(hold mail)」の届出を受けた場合、口座保有者がその国に居住していることを証明する証拠書類を提出すれば、その国の居住者であるとして取り扱うことができますとされました。

(5)状況の変化(Change in circumstances)

「FFIである顧客の所在地国が有効なIGA締結国として扱われるようになったという情報を取得しただけでは、状況の変化が起こったと見なすことはできない」と定められています。このような場合、当該顧客は、新しい自己宣誓書類を金融機関に提出する代わりに、かかる状況の変化発生後、30日以内に口頭又は書面で金融機関に対して通知することができます。その場合も、金融機関は当該通知内容を自己宣誓書類の一部として保管しなければなりません。

一方「FFIである顧客の所在国が有効なIGA締結国として扱われなくなった場合、当該FFIのFATCAステー

タスを変更する必要がある」と定めています。IRSはAnnouncement 2016-27において、有効なIGAを締結していない国のリストの更新を開始すると発表していますが、IGA締結国リストが更新されてから、最低60日間はステータスの変更を行う必要のない猶予期間とされ、当該猶予期間経過後90日以内に、対象となるFFI顧客から自己宣誓書類を(再)取得するか、当該顧客の口座を不参加FFI(が保有する口座)として扱わなければならないとしています。

(6)推定ルール(Presumption rules)

必要な証拠書類の提示に応じないこと等により、そのステータスが判定不能な事業体に対して、源泉徴収可能な支払を行う場合、IGAの付属文書IIに規定される顧客確認手続きを適用しているIGA締結国FFIであっても、FATCA本則に規定されている推定ルール(Presumption rules)を適用しなければならない旨が明確化されています。

なお、FATCA本則に規定されている推定ルールでは、当該ステータスが判定できない事業体は不参加FFIとして扱われることになり、当該事業体へ行われる源泉徴収可能な支払に対して源泉徴収を行うことが義務付けられます。

4. その他

その他パートナーシップである参加FFIが従わなければならない口座報告の要件が修正されています。これにより、2017年のIRS宛て報告から、パートナーシップである参加FFIは、かかる金額が当該年度中に分配されたか否かにかかわらず、各年度の所得や損失に関する各パートナーへの分配割合等を報告しなければならなくなります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170208

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp